

平成28年度 水資源機構営事業事後評価技術検討会（第2回）

日 時：平成28年7月11日（月）10：00～12：15

場 所 （独）水資源機構 本社 7階702会議室

I 開 会

○事務局（上田）

それでは、ただいまより平成28年度水資源機構営事業群馬用水施設緊急改築事業の事後評価に係る第2回の技術検討会を開催させていただきます。

初めに、本検討会の情報公開について説明をさせていただきます。本検討会につきましては、運営の透明性を踏まえまして、会議を公開することとしております。開催のプレスリリースの際に、インターネットにて傍聴の申し込みを受け付けておりましたところ、本日、2名の方が傍聴されておりますので、ご報告させていただきます。

また、本日の会議の議事録及び議事概要につきましては、農林水産省のホームページで公開を予定しております。なお、議事録につきましては、技術検討会委員の記名の上、公開させていただきますので、ご了承願います。

II 主催者挨拶

それでは、開会に当たりまして、水資源機構営事業事後評価委員会の委員長であります農林水産省農村振興局水資源課、鹿嶋水資源企画官より挨拶をいたします。

○鹿嶋委員長

おはようございます。委員の皆様におかれましては、本日、朝早くから、また大変お暑い中、水資源機構営事業の事後評価に係ります第2回目の技術検討会にご出席いただき、お礼申し上げます。

気候変動の影響でしょうか、今年は九州地方のように毎日大雨が続いているところもあれば、今日の空を見ていただくとわかるのですが、関東地方のように本当にからっと晴れ渡り、全然雨の降らないところもあるような状況でございます。

また、先日、やっとならぬ台風第1号が南太平洋に発生したということで、非常に毎日やきもきしているところです。私は、実は農水省で渇水の担当をしておりますので、若干その話もさせていただきますと、最近、よくテレビ、マスコミ等で、利根川上流域のダムに水がないというような報道がなされております。この週末にもあったと思います。暖冬の影響によって雪が少なかったこと、また5月に記録的に雨が少なかったことから、上流域のダム群の貯水量が近年になく低下しており、利根川水系におきましては、6月16日から一律10%の取水制限に入っております。今のままの状況であれば、また皆様が節水に努めれば、農作物の生育や日常生活に影響を与えることまではないと思いますけれども、このまま雨が降らない状況が続いていきますと、これから梅雨が明けて夏本番を迎えますので、取水制限が強化されるおそれがあります。その場合、特に農業の関係におきま

しては、番水を行ったり、また排水路に一度落ちた水をポンプでくみ上げて再利用したりというような対応をしていく必要が出てきます。

なお、群馬用水の受益地では、先日は麦の刈り取りがまだ終わっていなかった状況を見ていただいたと思います。田植えが他の地域より遅いということで、渇水の影響を懸念していたのですが、地元から聞くところによると、ほぼ無事に田植えを終えたということで一安心しているところでございます。手前みそになるかもしれませんが、これも群馬用水による安定的な用水供給の効果であると言っても過言ではないと思っております。

6月2日に開催いたしました第1回の技術検討会におきまして、各委員の皆様からさまざまなご意見、ご指摘、ご質問をいただきました。いただいたご意見につきましては、その後委員会で検討させていただいた結果、可能な限り本日の資料に反映させていただいております。

また、ご質問等について、当日十分にご回答できなかった点多々あると思います。説明がわかりにくかった点などについては別途資料を準備いたしまして、会議の中でご説明させていただければと思っております。

さらに、本日、委員の皆様におかれましては、ご議論いただいた結果を踏まえて、石井委員長を中心に技術検討会の意見として取りまとめていただくこととしております。

時間も限られておりますので、この後の委員の方々の活発なご議論をお願いいたしまして、開会の言葉とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

Ⅲ 出席者紹介

○事務局（上田）

ありがとうございました。

続きまして、本日の出席者のご紹介をさせていただきますが、今回、第2回目ということでございますので、皆様のお手元に配付しております座席表をもちまして、紹介にかえさせていただきたいと思っております。

なお、佐々木委員におかれましては、本日、スケジュールの都合によって欠席をされております。

次に、本日の配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。表紙に出席者名簿が配られておりますが、その後ろに配付一覧表を載せさせていただいております。資料は、資料1から7までございまして、資料1の議事次第、資料2の委員会名簿、3の座席表、その他資料4から7までが本日会議の中で説明をさせていただく資料になっております。万一資料等の欠落等がありましたら、事務局にお申し付けいただければと思っております。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきまして、石井委員長にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○石井委員長

それでは、早速議事次第に従いまして、議事に入っていきたいと思います。

IV 議 事

1. 関係団体への意見聴取結果について

2. 事後評価結果取りまとめ

(1) 事後評価書(案)について

○石井委員長

まず、議事の1の関係団体への意見聴取結果についてと、2の事後評価結果取りまとめについての(1)、事後評価書(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(上田)

【資料-4により、関係団体への意見聴取結果について説明】

○事務局(中野)

【資料-5、資料-6、資料-7により、事後評価結果取りまとめ(1)事後評価書(案)について説明】

○事務局(上田)

この資料につきましては、本日欠席されている佐々木委員についても、事前に確認していただいております。何点か質問のやりとりはありますが、特段の意見、異論等はないという回答をいただいております。

○石井委員長

どうもありがとうございました。ただいまご説明がありました事後評価書(案)と基礎資料と、関係団体からの意見聴取についてご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○小倉委員

たくさん前回注文をつけてしまい、大変申しわけありませんでした。ただ、きちんと書いておくことは、これが公表される資料でもありますし、とても重要だと思っています。特に最後のほうの環境配慮などは、B/Cの数字には関係なくても、評価書にきちんと書いておくことは、とてもよかったですと思っています。どうもありがとうございました。

○石野委員

質問も兼ねてですが、関係団体への意見聴取について、これは質問ですけれども、群馬県以下、前橋市、榛東村、改良区という各団体からの意見を拝見しましたら、群馬県と、榛東村、吉岡町は農業用水に加え水道用水にも触れているのです。前橋市から渋川市に関しては、水道用水には触れていないのですが、これは何か市と町村によっての差があるのでしょうか、それとも単に市のほうが水道用水には触れなかっただけなのか、そこを1点伺えればと思います。

○事務局（上田）

今回の意見の聴取でございますが、基本的に県及び市町村につきましては、農業部門の窓口を通して意見聴取をさせていただいております。基本的には、農業に関してのご回答をいただきたいという思いでありましたが、水道用水の受益者でもあることから、その部分も含めてのご回答という形になっているところもございます。

○石野委員

わかりました。市が特に水道用水に関して、何も意見を持っていないというわけではないのですね。たまたま担当部署が農業関係だったということですか。

○事務局（上田）

そのとおりです。

○石野委員

わかりました。

それから、もう一点ですけれども、資料7の基礎資料編の8ページ、9ページで、現地でも見させていただいたのですが、支線水路について、本体の用水だけで言えば、その工事で済むのでしょうかけれども、お話を伺ったように将来的な改修を念頭に置いたときに、やはりその用水をとめることができない。そのための施策として、支線をきちんと確保していくというお話を伺ったと思うのですが、先ほど小倉さんからお話があったように、B/Cのような数値的な効果はなかなか算定しづらいでしょうけれども、将来的なことを考えたときに、こういう支線を作っておくこと自体が、用水を途切れることなく供給するという意味で大事な工事であり、取り組みだったということ、少し記述してもらってもいいと思ったところです。

以上です。

○事務局（中野）

今のご指摘に対しましては、資料6の評価書の5ページ、総合評価（2）波及的効果、公益的・多面的効果の中で若干触れさせていただきました。書き方としまして、「また」以降のところでございますが、今回の工事の中で併設水路を設けたことにより、今後の効率的な維持管理かつ安定的な用水供給が図られていると、こういった書きぶりさせていただいております。

○石野委員

わかりました。

○石井委員長

ほかはいかがでしょうか。

○藤原委員

経営農家の立場で、この水が役に立ったことを効果として見る。それはそれでいいのですが、経営農家が減っている現状で、それをどう見たらいいのか、考えておく必要があると思います。

それから、国産農産物が安定供給されることに価値を置くというのは、経営農家が減っている中で頑張ってくれているから、それを価値として挙げるのか。それとも消費者が国産ということに価値を置き、少し高くても買う、それを価値とするのか。どの立場に立っての判断なのか、どちらなんでしょう。

経営農家は確実に減っています。しかし、水と農地がセットで保全されることに大きな意味があって、それを活用する人は、必ずしも経営農家でなくてもいいのではないかと私は思っています。農地保全に資する維持管理ができるなら。

まずは農産物生産に必要な農地と水をセットで将来に残していくことは大事。しかし、担い手が急激に減少していることも事実。せつかく鋭意努力して水を供給できるようにして、農地を保全しても肝心の担い手がいなければ、せつかくの事業も無意味なものになってしまいます。

○事務局（中野）

効果の捉え方という点に関して、例えば作物生産効果は、作物の生産量が増減する効果ですので、販売農家といった視点で出している。一方、今回本地区では対象施設はございませんが、例えば排水施設であれば、販売農家だけではなく、地域全体に効果が及びますので、地域全体の視点から効果を出したりなど、効果算定の観点というのは、必ずしも販売農家だけかということ、そうではなくて、幅広くとっているところでございます。

その中で、特に今回その他効果ということで見込んだ国産農産物安定供給効果は、効果算定マニュアルに基づいたもので消費者サイドの視点といった意味で算出しており、定量的に評価できるものは、しっかり効果として出していきたいというスタンスで効果を出している。ただ、今おっしゃられたような担い手の今後の展望については、既存の施設を緊急的に改修するという事業の性格上見込んでございません。

○藤原委員

農地保全効果を担保するためには、インフラを整備しても担い手がいなければ無意味。本来、その担い手は農家ですが、それが今減少傾向になるなら、その恩恵を受ける都市住民が手伝ってもいいし、場合によっては責任が持てるなら非農家が担い手になってもいい。農地としての機能を失ってしまったら、二度と農地には戻らない。農地として保全されれば、農産物も作れるし、地域用水等にも使えるし、生き物の場にもなる。

今ある限られた農地、それをきちっと残す。それが市場原理で売れないとなると、公有地化を言い出す人が多い。しかし、公有地化すると、無機質な単なる水と緑の公園・都市施設になってしまう。

また、みんなのものというのは誰のものでもないもので、維持管理は全部行政任せで市民も地域住民も誰も責任を取らない。農地というのは何か採れるから、みんなで頑張れる場でもあります。だから農地保全効果として、ひとつは農産物を作る効果。それから水とセットであることで、農地と

してあり続けられる効果があると思う。水も一度とまってしまったら二度と取り戻せない。水を送り続けて農産物を作るための舞台を保全しています。それを活かすことを考えてくださいと訴えてもいいのではないかと思います。

○石井委員長

私も追加的に今のお話で、ちょうど図が出ているのですが、耕作放棄防止効果というのがありますね。これは、マニュアルというか、統一的な評価の方法では、用水とか排水整備事業では見込まないことになっているようですね。その理由がもしもわかれば、簡単にご説明をお願いします。これを入れないことに何か合理性があるのだと思うのですが。そうであれば、そこは今回は外すことになる、ということだと思います。

○事務局（中野）

耕作放棄防止効果については、区画整理を行うことによって圃場条件が改善されて耕作放棄地の発生が防止されるということが、定量的に言えるところがございますが、今回、耕作放棄地の整理をしている中で、どの程度群馬用水があることによって農地が維持できているのかということに関係機関から聞き取りを行った結果、定性的には、ある程度発生防止に寄与しているところではございますが、定量的な明確な裏づけというのが難しいというのが現状でございます。

○藤原委員

このインフラを整備したことによって、当然農家は楽になります。でも息子さんがサラリーマンとして都市に出てしまって一度も農地に関わっていないという農家が増えているとなると、こういった施設を整備しても、販売農家が将来的に増えるとは思えない。逆に新しく農業をやろうという人もいるのですが、そういう人に農地が提供されていない。

農水省のターゲットというか、見ている対象を販売農家だけに絞ってはいは、せっかくのこういった整備も活きない。ならば農地を保全する人は、現状の農家に限定せず、もうちょっと広げてもいいのではないかと。支援団体でも、市民活動でも、非農家でも、水が用意されていれば、手伝いもしやすいし、農家の真似をしながら耕作を続けることはできます。

本来は頑張る農家が対象ではありますが、頑張れない農家の農地をどうするかということも、今後は農業政策で見えていかないと。頑張れないイコール農地は不要だろう、水も不要だろうということになる。今、見沼でも、農業をしないなら農地は不要でしょう、水も不要でしょう、という市民運動が起きている。しかし、都市に隣接すればこそ、農地・水は絶対必要な緩衝地帯としての存在意義がありますから、農水省では、今こそ頑張れない農家の農地も対象にして考えてほしいと思います。

○鹿嶋委員長

今の藤原委員のお話なのですが、確かに効果として定量的に見込むという部分については、それなりのバックデータであるとか、裏づけがないものについては、公式に出すことはできないという

ようなお話だったと思います。しかしながら、一方で整備したものをいかに活用するか。

耕作放棄地の発生防止ということ言えば、先ほども中野補佐が言ったように、大体農地整備することは、水があることを前提に、関連事業として農地の整備を実施しているわけです。そのため、そこには水があることを前提に、さらに営農効率がよくなることによって、耕作放棄地が減る。また、農地の貸し借りについてもいろいろな形で、農地中間管理機構を介した貸借でも、整備済みの農地でなければ借りないというような声もいろいろ出ている中で、基礎的なインフラ整備となっている。そのため、そういうものは当然区画が大きいだけでは、水がなければ、やはり耕作できないですから、そこはそういう部分と相まってというところはあるのだと思います。ただ、その部分をどれが水の効果で、どれが区画拡大の効果でという切り分けのところが、非常に先ほど言ったように難しいのだと思います。

それから、あと非農家を含めて、どういうふうに農地を守っていくかという点においては、農水省の中でも産業政策と、それから地域政策ということで、先ほど農地・水、多面的機能支払いの形がありましたが、地域の農地を守っていくためには、産業政策としては、当然規模拡大して担い手の方なり農業生産法人なり、そういう方が中心に担っていただいたほうが効率的にできると。

しかし、一方で農地周りの管理や、水路の管理、そういうものについては経営規模が大きくなればなるほど、関係する人が減れば減るほど粗になっていくわけです。そうすると、本来発揮できる機能が発揮できなくなる。そういうものを集落の方、また土地持ち非農家になってもいろんな形で支援いただく。また、都市近郊などもそうですが、農業に直接関係ない方からもご支援をいただいて、機能を維持していく。そういうようなことについては、支援をしてくれているわけですので、その様な支援がないと、今後とも安定的な営農というものは維持できない。

当然、農地が農地として維持されていなければ、それは一つ、水なり農地というのは、食料自給力という視点で最近農水省でもお示しさせていただいていますが、自給率もありますけれども、やっぱり自給力がなければ、いざというときに作物が作れない。そういう視点の評価も、定量的にはなかなか難しい部分がありますが、決して忘れてはいけない。しっかり打ち出しているということもご理解いただければと思います。

○石井委員長

今のお話のとおりで、それから藤原先生の言われる非農家も重要だということは、非常に重要なことだと思います。土地持ち非農家や、飯米農家、自給的農家の営農や維持管理への協力ですね。

また、販売農家についても規模拡大が必要な時代ですね。水稻に関しては、例えば10ヘクタールで販売農家をやっている人が、それでもつのかという問題があります。水稻に関しては、販売農家も20ヘクタール、30ヘクタールといった規模を今後はやっていかなければいけない。畑作もひよっとすると、そういうことが起きているように思うのです。例えば、今まで30アールで済んだものが、1ヘクタールやらないとやっていけないというようなことが。

ですから、実は販売農家の数というよりは、販売農家が経営する規模が大きい問題になっていて、販売農家の数が減ったから、農地保全されないではないかというふうには、直にはならないと思います。ただ、それらの規模拡大をするためには基盤が、今、企画官が言われたような施設の基盤整備が必要だということで、それによって少ない担い手たちで大きい経営をしていける、それが農地の保全につながっていくということになるのだと思います。

○小倉委員

土地持ち非農家という方たちをどう見たらいいのかというのが、ちょっとよくわからなかったです。この人たちは、土地を貸している人たちと見ればいいのか、それともその土地を宅地として売ってしまおうと思っている人たちなのかということで、その見方が全然違ってくると思います。今、石井先生がおっしゃったように、誰かに貸しているという人ならば、集積化ということでよい傾向だと思うのです。その点が、今回準備されたデータからよく見えてこなかったのですが、そこから辺はいかがでしょうか。定性的で構わないのですが、もしおわかりだったら。

○事務局（中野）

今回のデータにつきましては、センサスのデータを用いております。この土地持ち非農家の中には、貸し手も入っておりますし、今後農地を手放したいという方も含まれているところで、今後も貸し続けようと思っている方が多いのか、それとも手放したいと思っている方が多いのかの中身までは、このデータだけでは把握できていないところでございます。

○小倉委員

そうすると、今、ちょうど出ている資料は、どういう意味で準備していただいたのでしょうか。土地持ち非農家が増えているという現象についてどうお考えでしょうか。よいことだということでここで出されているのか、困ったことだというふうに見るべきなのか。

○事務局（中野）

どちらかというと後者でございまして、ここでは単純に現状がどうなっているのかという全体像を把握するために整理したものでございます。確かに、農地を維持していく取り組みとして、販売農家以外のところも、頑張らないといけないよということになるかとは思いますが、今回のこの事業だけで、土地持ち非農家を含めたところまで踏み込んで出したものではございません。

○小倉委員

藤原さんがおっしゃるように、ここで扱うべきではなく、もっと大きな話だと思うのです。だから、ここでそういうデータがないから、これはだめだということでは全然ないのですが、やはりそういうことを考えながら、国の進む方向を決めなければいけないと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

○藤原委員

今回、土地持ち非農家を整理されたのは、多少とも現実が見えるようになってきてよかったと思

いました。「見沼たんぼ」などは極端な例かもしれませんが、ほとんど土地持ち非農家です。私が手伝っている見山地区では30軒弱の農家がありますが、販売農家は4軒です。あとは自給的農家と土地持ち非農家。自給的農家は自分の代までは何とか頑張るけど、息子に継いでくれとは言えないと言っている。頑張っている農家は、中世からと、江戸初期から続く農家です。そういう人は、何が何でも続けると言われる。だけど、江戸中期からの農家は、うちは小作だから農地に愛着はないと言う。

そういう人たちは、本当は自分の代に農地を売りたい。売って現金化したい。特に見沼なんかは、マンションやアパートを持っておられる農家も多いので、それを引き継ぐために農地も引き継ぐから、塩漬け農地が増える。

その次に考えているのは、公有地化です。見沼たんぼは、そのほとんどが防災公園とか運動公園とか、それぞれの部署で公有地化計画をしている。農家は公有地化で高く買い上げてもらうことを待っている。それで、相談を受けるのですが、少子高齢化社会では、もはや公有地化はない。それよりせつかくのこの農地をきれいにして残しましょう、と言って、とりあえず納得してもらっています。そういう踏ん切りをどこかでつけなければいけない。

少子高齢化、気候変動という条件の下で、都市後背地の農地はバッファー機能として都市にとっても必要、ということを出し出していかないとずるずる消えていきますよ。

○石井委員長

そういう広い問題の指摘であるとか、そもそもどういうことだったのだという、そういう指摘というのは非常に重要なことだと思います。ご意見どうもありがとうございました。

時間的に押しているところもありまして、このあたりで一度まとめたいと思うのですけれども。

○石野委員

いろいろお話を聞いていて、なるほどと思うところがいっぱいありました。この水資源機構の事後評価として妥当なのかどうか分かりませんが、今の耕作放棄地の対策とか、そういう課題があるのだということを、事後評価の中に入れてもいいのではないのか。この評価の性格に合うかどうかは、また皆さんとの議論ですけれども、例えば一番最後の今後の課題というようにところに、一つの項目として、この地域での耕作放棄地対策を関係機関と一緒に考えていくことが、1つ課題になっていますというような、そういう文言も入れてもいいのではないだろうか思いました。先ほども言いましたけれども、評価書の性格に沿うものかどうか、それは全く私もわかりませんが、ここの議論の一つのまとめとして、そういうのもあってもいいのかなというふうに思った次第です。

○石井委員長

どうもありがとうございます。

例えば、この後、技術検討会としての意見を取りまとめていく時間があると思いますので、またそのときにご意見は頂戴してということで進めさせていただければと思います。

それで、今、ご議論いただきました資料6と資料7で、資料6のほうが事後評価書（案）、それから資料7のほうがその基礎資料ということで、基本的には、おおむね今こちらでご用意いただいたものでいいと思うのですが、ただところどころ何かつけ加えたほうがいいという意見もあったようにも思います。私のほうで事務局と相談させていただいて、それで最終版を先生方にまたご確認いただくということで、取りまとめさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○石井委員長

では、そのようにいたしますので、お願いいたします。

（2）技術検討会の意見取りまとめについて

○石井委員長

それで、ここからは議事次第の2番の（2）の技術検討会の意見取りまとめということですが、これにつきまして、私たち技術検討会としての意見の取りまとめを行いますので、しばらく時間を頂戴したいと思います。それで、これは何分ぐらいとればいいか。

○事務局（上田）

会の進行想定時間は一応ありますが、会の終了時間が延びても結構です。

○石井委員長

一応予定では、40分でこれをまとめる予定ではあったのですが、ただ40分ないし50分ぐらいのところを目処に、長引けばちょっとお待ちいただくということで、よろしくお願いいたします。

○事務局（上田）

それでは、検討会委員の意見の取りまとめを行っていただきますので、事務局が一部残りますが、事後評価委員の方々等につきましてはご退席ください。

〔議事中断〕

○石井委員長

それでは、議事を再開いたします。お待たせいたしました。

議事2、（2）の技術検討会の意見取りまとめについて、意見を読み上げて提示といたします。

読み上げについて、事務局にお願いできますか。

○事務局（上田）

それでは、今お手元に配らせていただきました技術検討会の意見について読み上げさせていただきます。

今回の事業で老朽化した施設の改修や耐震対策が講じられたことから、農業用水の安定的な供給

が継続され、それにより収益性の高い畑作農業や安定的な水田農業が展開・継続しており、かんがい施設の更新事業として高い経済効果を得ている。今後も、首都圏等への食料基地としての役割を担っていくものと考えられることから、事業着手段階での目的は達成されているものと言える。

また、幹線水利施設の耐震性向上は、周辺地域の地震災害に対する安全性向上の効果がある。また、希少種植物の移植や事業実施中の子供たちへの環境学習などは、多面的機能に配慮した取り組みとして評価できる。

今後も、群馬用水関係者が望んでいるように、コストの低減を目指したストックマネジメントが適切に行われ、施設の機能が維持されることにより、長期にわたり効果の発現が保持され、将来にわたる農業の発展、農地の保全、地域のコミュニティの維持に寄与していくことを期待する。

以上であります。

○石井委員長

どうもありがとうございました。

ただいまの技術検討会の意見ですが、本日欠席されています佐々木委員からは、委員長に一任ということで委任状をいただいておりますので、申し添えておきます。

ただいまの技術検討会の意見についてご質問ありましたら、よろしくお願いたします。

[発言する声なし]

○石井委員長

では、これをもちまして水資源機構営事業群馬用水施設緊急改築事業の事後評価に関する技術検討会の意見とさせていただきます。

あと追加で、先ほど確認したのですが、先ほどの資料6と資料7、これの事後評価（案）と事後評価基礎資料につきましては、委員の皆様方は、特に修正はないということを確認いたしましたので、本日をもって、この資料6と7については終了ということにさせていただければと思います。

では、本日の議事は全て終了になりますけれども、委員の先生方あるいは事務局から何かございますでしょうか。

[発言する声なし]

○石井委員長

特にないようでしたら、これで終了とさせていただきます。

検討会の運営にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、議事進行を事務局にお返しいたします。

V 閉 会

○事務局（上田）

本日は、技術検討会委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただき、貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。

先ほどいただきました技術検討会委員の意見等につきまして、反映をさせていただいて、公表させていただきたいと思います。

また、本日の検討会の議事録につきましても、事務局のほうで取りまとめさせていただきまして、各委員のご確認をいただいた後、農林水産省のホームページに、8月末になりますけれども、掲載させていただきたいと思っております。

最後に、委員会の副委員長であります水資源機構の磯部水路事業部長より一言いただきます。

○磯部副委員長

第1回の現地調査、そして技術検討会、そして本日の検討会でいただきましたご意見、ご指摘に関しては、評価書のそれぞれのパートに反映することで内容の充実が図られたと考えております。感謝申し上げます。

また、加えて全体に共通するものとして、事業の意義を認めていただいた上で、その意義をどのような言葉で対外的にわかりやすく説明していくのか。また、定量的では証明が困難であっても、狭い範囲で効果を捉えるのではなく、実際に果たしているであろう効果あるいは社会にとっての意義などにも目を向けて、評価というより価値を認識していくべきだと、そういった趣旨での本事業のみならず、他の事業にも共通することだと思いますが、大きな視点でのアドバイス提供をいただいたと感じております。

先生方には、引き続きいろいろな機会でご指導いただきますことをお願い申し上げて、閉会の言葉とさせていただきます。

これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

○事務局（上田）

これをもちまして、水資源機構営事業群馬用水施設緊急改築事業の事後評価に係る第2回技術検討会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。